平成２０年度　第５回　芦屋市男女共同参画推進委員会　会議要旨

日　　時	平成２１年１月１３日(火)　午後２時～午後３時３０分
場　　所	芦屋市男女共同参画センター　会議室Ｅ
出 席 者	委員長　高島進子 委　員　宮本由紀子・中山克彦・柏原由紀・村上由起・橋谷静子・安藤千枝子・吉本文夫 市　側　事務局）高嶋修・歯朶治・野々垣奈々子・小山裕輔・松本和代
会議の公表	■　公　開　　□　非公開　　□　部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	１人

１　議題

（１）芦屋市男女共同参画推進条例(案)について

（２）その他

２　内容

事務局からパブリック・コメントの実施結果の報告及び条例案の変更点の説明。

委 員 長：パブリック・コメントについての市の回答に質問やご意見はありますか。議題というよりは報告ですので，条例案に進みましょう。網掛けの部分にして整理した部分がありますが，ご意見はあるでしょうか。

村上委員：パブリック・コメントのその他の２のところで子育て支援サイトについての意見に対して，行動計画で実施すると回答しているが，ワーク・ライフ・バランスについては男女共同参画センター通信誌「ウィザス」で特集を組み，啓発もしており，また就労支援講座も開催している。この回答だと何も行っておらず，行動計画で実施するというようになる。センターが今までに取り組んできたことを一言入れて，市民に知ってもらえるようにすれば通信誌の編集スタッフをしている私もうれしい。

基本理念の部分については，私たちも議論を重ねたところで，やはりこのような意見が出たかという感じで，今から大幅に変更はできないが，市民の中にはこのように考える人もいるということを委員として覚えておかないといけないと思った。

委 員 長：法律の専門家である宮地委員の指摘と委員のみなさんの意見を受けて，解釈や文言がどのようにでも受け取られる場合などを考慮してこのような表現になったわけですね。

事 務 局：市議会に提案したときに，いろいろな取られ方があるので，悪いように取られないように，抽象的な表現にした方がいいという宮地委員の意見があり，抽象的な表現に落ち着いた経緯

がある。

委 員 長：現実的にいろいろな問題が出てきたときに，どのように対応するかということを考えた場合，こういう表現にすれば，個別に慎重に対応しやすいということでしたね。

事 務 局：その他の２については，村上委員が言われたような具体的なことを盛り込みます。

村上委員：条例案は，市で審議して，市議会ではどのように進みますか。

事 務 局：まだ市議会では審議していません。スケジュール的には推進委員会，幹事会，本部会議が４回ずつとパブリック・コメントを経て，文言等を法制と調整しました。今後は，１月１６日に幹事会，１９日に推進本部会議に諮り，もう一度整理をして３月市議会に提案します。市議会では民生文教常任委員会で審議され，最終的に市議会で承認されれば，４月１日から施行となります。審議会も４月１日に発足します。それにともない推進委員会は３月３１日で解散となります。審議会の委員は，条例に基づき新たに選任されます。

委 員 長：前回までの推進委員会で出た意見とパブリック・コメントの意見により，男女共同参画推進担当と法制の担当課で他の条例との整合性を調整して，最終的にまとまったわけですね。

事 務 局：前文はさわらずに，皆さんのご意見を尊重しました。条文については，必要なところについては整理しますが，幹事会・本部会議で若干の修正が入る可能性はあります。

パブリック・コメントの前の段階のものが推進委員会と本部会議の意見を十分に反映したもので，パブリック・コメントも条文の中身を大きく変えるような意見はなかったので，内容的に大きく変わることはありません。他の条例と整合性を取るために，カンマを入れたり，「～等」とするぐらいです。

委 員 長：市民の皆さんにとっては，市議会を傍聴することはいいことではないでしょうか。

吉本委員：パブリック・コメントの件数について，２人から４件というのは他の条例の場合と比べて多いのか，それとも少ないのかどうでしょうか。

事 務 局：今までで一番多かったのは，喫煙禁止区域を設ける市民マナー条例で件数は１００件を超えました。しかし，ほとんどの場合はあっても数件です。今回も少ないのではないかと予想はしていました。と言うのも，条例の原案を策定する過程でセミナーを開催したので，市民の中でご意見をお持ちの方は参加していたと考えられるので，件数は少ないと予想していました。

中山委員：他市の状況はどうでしょうか。

事 務 局：テーマによって変わります。どれくらいあればいいかは難しいところです。

中山委員：先ほど，市議会で現状を入れたらどうかという意見があったと報告がありましたが，どういう内容だったのでしょうか。

事 務 局：前文には現状が盛り込まれていないので，現状を入れるべきではないのかという意見がありました。原案策定委員会でも芦屋市の現状を入れるべきかどうかが議論されましたが，ある一人の議員がそのことを強調されたということです。

中山委員：市議会議員は２１人おられるが，この条例についての関心の度合いはどれくらいですか。

事 務 局：パブリック・コメントの前に骨子案を説明しておりますが，条例案の事前審査としての位置づけではなく，あくまでパブリック・コメントの内容説明です。平成１８年に当時の女性議員全員による議員提案をしました。その結果条例化できなかったのは，今の時代において市民参画の手続きを経ずに議員だけで条例化すべきではないという意見もあり，市も２１年度には条例化に向けてやっていくという姿勢があり，市議会の理解もあったからです。

市議会全体としても，女性議員だけでなく男性議員も，男女共同参画推進条例が必要だとい

う認識を持っていると理解しています。

委 員 長：女性議員により提案されたのが，平成１８年１２月でしたね。そして１９年３月に一旦否決され，２０年度に条例制定に着手しようということになった。

中山委員：否決されたのは，市民の意見を取り入れ，参画の手続きを踏んでということが経緯ですか。

事 務 局：平成１８年というのは，翌年の１９年に市議会の選挙があり，これは推測ですが当時の女性議員が任期中に条例の道筋をつけたいという強い思いがあったのではないかと思います。現在の女性議員もその思いを強く持っておられることと思います。

村上委員：１２月市議会では条例についての質問が出たというのは，現状の部分に関することですか。

事 務 局：１２月市議会での質問という形ではなく，10 月下旬に市議会民生文教常任委員会にて所管事務調査でパブリック・コメント実施の事前説明をした際に意見が出たということです。

市議会本会議で質問する場合と，委員会で質問する場合があり，委員会では市民生活部なら民生文教常任委員会になります。

吉本委員：「のっとり」は平仮名ではなく，漢字にしてルビをつける方が，意味が伝わりやすくなるのでは。

事 務 局：法制と協議しましたが，「のっとり」は平仮名を使うということでした。また原案策定委員会でも平仮名の方がいいということでしたので，「のっとり」としました。

安藤委員：文言について，「差別的取扱いの禁止」という表現ですが，人に対して「取扱い」は一般的には用いないが，条文では一般的に使うのでしょうか。人にではなく，例えば取扱説明書というように物に対して使うのでは。

事 務 局：そのことについてはもう一度確認します。その箇所は前回までは「権利侵害の禁止」としていましたが，項目の１つを持ってきて，「差別的～等」としました。

村上委員：この表現自体が差別的かもしれない。「差別的取扱い」の「取」をとって「差別的扱い」ではいけないのでしょうか。

事 務 局：「取扱い」は必要ないかもしれませんね。これについては法制と詰めます。

宮本委員：今後の予定はどうなっていますか。

事 務 局：１月１６日に幹事会，１９日に本部会議があります。３月市議会が２月２４日から始まり，その１週間前に議案を送付します。

３月市議会は前半と後半に分かれており，この条例案は新年度の議案になりますので，後半に審議されます。２月上旬には，事務的な手続きは完了します。

委 員 長：先ほどの「差別的取扱い」ですが，様々な事柄を性別によって差別的に取扱うという意味なのでは。女性，男性を人間として差別するのではなく，たとえば賃金・昇格・採用などにおいて，性別によって差別的に取り扱う。取り扱う対象は人間ではなく，事柄と解釈できる。

事 務 局：尼崎市の条例でも，「差別的取扱い」という文言になっています。

この条例は新年度にかかりますので，３月１０日ころに審議されます。ただし，新年度の議案が多い場合には，日程がずれる可能性があります。

委員会で審議する内容は前日までわからないことになっています。議案がいくつかあり，どういった順番で審議するかは，ある程度の予想はつきますが，各委員会の委員長が決定することになっています。

村上委員：民生文教常任委員会の傍聴は，傍聴券が必要になるのですよね。個別の委員会は議員からもらうか，当日の朝に余った傍聴券をもらうかだったと思いますが，少しわかりにくいと思います。

委 員 長：他に条例案についてのご意見はありませんか。

今日が最後の推進委員会となりますので，委員の皆さんに一言ずつ言っていただいて閉会としましょうか。

事務局から今後のスケジュールの確認，各委員の挨拶，事務局の挨拶にて閉会。

以　上